

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 25 日 本紙第 5444 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 25 日 法律第 52 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 11 月 25 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>① 法の目的に、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供することを追加する。（第1条関係）</p> <p>② 土砂災害の発生原因に、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象）を加える。（第2条関係）</p> <p>③ 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況（政令で定める）があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（「緊急調査」という。）を行うものとする。（第26条関係）</p> <p>④ 国土交通大臣は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況（政令で定める）があると認める場合であって、土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するもの（政令で定める）であるときは、緊急調査を行う。（第27条関係）</p> <p>⑤ 都道府県知事又は国土交通大臣が行う緊急調査のための土地の立入り等についての規定を整備した。（第28条関係）</p> <p>⑥ 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。(第29条関係)</p> <p>⑦ 緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の占有者及び所有者を罰則の対象に追加する。(第34条関係)</p>
【改正される法令】	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 水防法（昭和24年法律第193号）